

# 平成29年度 第1回みよし市都市計画審議会 次第

日時：平成29年5月29日（月）

午後3時から4時まで

場所：市役所3階 301会議室

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 審議事項

第1号 豊田都市計画用途地域の変更（三好中島地区）について

第2号 豊田都市計画地区計画の変更（三好中島地区）について

5 報告事項

- (1) 愛知大学跡地地区計画について
- (2) 今後のスケジュール（案）について
- (3) その他

平成 29 度みよし市都市計画審議会委員名簿

役職区分	職名	氏名	備考
委員	学識経験者	東海学園大学	三宅 章介 みやけ あきゆき
		東海学園大学	宮崎 幸恵 みやざき さちえ
		豊田工業高等専門学校	佐藤 雄哉 さとう ゆうや
	市議会議員	市議会議長	塚本 克彦 つかもと かつひこ
		豊田警察署長	伊藤 清美 いとう きよみ
	関係行政機関の職員	豊田加茂建設事務所長	石原 伸員 いしはら のぶかず
		農業委員会から推薦を得た市民	近藤 邦彦 こんどう くにひこ
	市内に住所を有する者	商工会から推薦を得た市民	鰐部 兼道 わにべ かねみち
		公募による市民	柴本 信之 しばもと のぶゆき
			坊農 由有子 ぼうの ゆうこ

10名

(参考: 事務局)

都市建設部部長

同上 次長

都市計画課長 久野 恭司

都市計画課副主幹 島藤 英信

都市計画課主任主査 加藤 公伯

# 豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

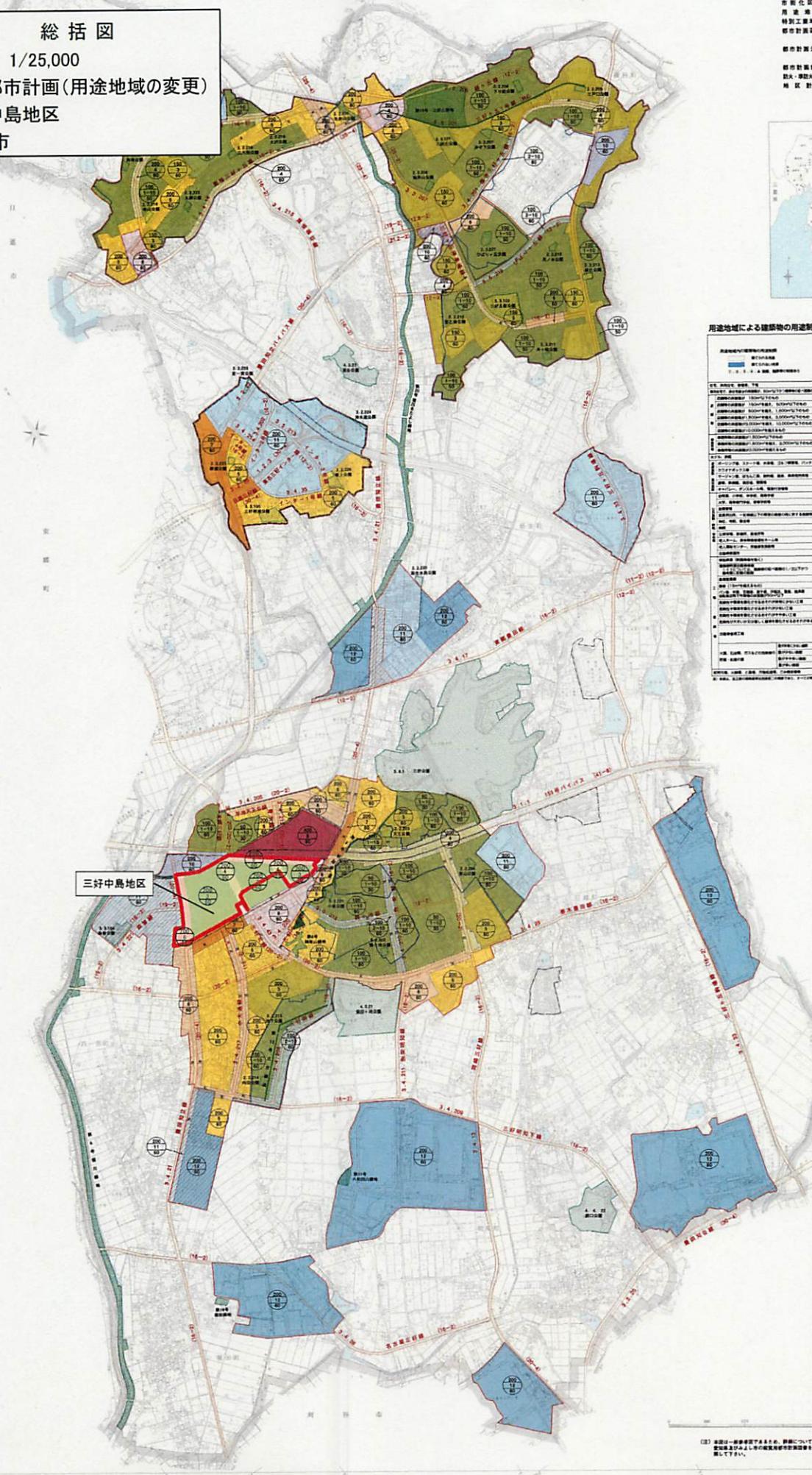
## 総括図

縮尺 1/25,000

豊田都市計画(用途地域の変更)

三好中島地区

みよし市



施設・施設引	愛知県告示第919号	昭和45年1月24日
施設・施設引	愛知県告示第14号	平成12年10月31日
開発区域	みよし市告示第46号	平成28年6月2日
開発区域	みよし市告示第41号	平成22年12月24日
特別工事区域	愛知県告示第170号	平成23年1月26日
都市計画区域	みよし市告示第17号	平成22年1月26日
都市計画区域	愛知県告示第27号	平成23年1月26日
都市計画区域	愛知県告示第27号	平成23年1月26日
都市計画区域	愛知県告示第42号	平成27年5月21日
都市計画区域	みよし市告示第10号	平成27年5月21日
都市計画区域	みよし市告示第49号	平成28年6月2日
地区計画	みよし市告示第49号	平成28年6月2日



用途地域による建物の用途制限の概要

用途地域による建物の用途制限の概要	
（参考）用途地域による建物の用途制限	
第一種居住地域	△一層建
第二種居住地域	△二層建
第三種居住地域	△三層建
第四種居住地域	△四層建
準工業地域	△準工業地域
工業地域	△工業地域
農業地域	△農業地域
特定工業地域	△特定工業地域
特定農業地域	△特定農業地域
第一種居住地域	△第一種居住地域
第二種居住地域	△第二種居住地域
第三種居住地域	△第三種居住地域
第四種居住地域	△第四種居住地域
準工業地域	△準工業地域
工業地域	△工業地域
農業地域	△農業地域
特定工業地域	△特定工業地域
特定農業地域	△特定農業地域
第一種居住地域	△第一種居住地域
第二種居住地域	△第二種居住地域
第三種居住地域	△第三種居住地域
第四種居住地域	△第四種居住地域
準工業地域	△準工業地域
工業地域	△工業地域
農業地域	△農業地域
特定工業地域	△特定工業地域
特定農業地域	△特定農業地域

## 凡例

用途地域の変更に係る区域

凡 例
用途地域の変更に係る区域
第一種居住地域
第二種居住地域
第三種居住地域
第四種居住地域
準工業地域
工業地域
農業地域
特定工業地域
特定農業地域
第一種居住地域
第二種居住地域
第三種居住地域
第四種居住地域
準工業地域
工業地域
農業地域
特定工業地域
特定農業地域
第一種居住地域
第二種居住地域
第三種居住地域
第四種居住地域
準工業地域
工業地域
農業地域
特定工業地域
特定農業地域
第一種居住地域
第二種居住地域
第三種居住地域
第四種居住地域
準工業地域
工業地域
農業地域
特定工業地域
特定農業地域

(注) 本図は一部を省略したものである。詳細については  
愛知県告示第919号を参照して下さい。

# 変更前

名 称	三好中島地区（平成27年1月23日みよし市告示第63号）						
位 置	みよし市三好町中島、西中島、南中島、出口、溝ノ上、大坪、上砂後の全部及び木之本の一部						
面 積	約36.1ha						
地区計画の目標	<p>当地区は、本市のほぼ中央に位置し、国道153号バイパスと県道豊田知立線、砂後線に包围されている区域であり、地区内には都市的未利用地を残しているため、今後市街化のスプロールも予想される。</p> <p>このため、地区計画の策定により、幹線道路の沿道については、その商業ポテンシャルを生かしながら、後背地については良好な住宅地としての環境を保全するため、適性かつ合理的な土地利用を図り、健全で活力ある都市環境の形成・保持することを目的とする。</p>						
区域の整備開発又は保全の方針	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の方針</td> <td> <p>良好な市街化を図るため、道路の整備や建築物等の規制誘導により、住民生活の利便性の向上、環境悪化の防止を図り、適性かつ合理的に土地利用を進めるため、当地区を4つに細区分する。</p> <p>《低層住宅地区》</p> <p>一団の低層地区として周辺の環境と融和し、良好な居住環境の維持・向上を図る。</p> <p>《中島団地地区》</p> <p>一団の中層住宅地区として周辺の環境と融和し、良好な環境の維持・向上を図る。</p> <p>《豊田知立線沿道地区》</p> <p>幹線道路に面した地区であり、住宅地と融和した商業、業務施設地区として沿道の活性化及び地域の利便性の増進を図る。</p> <p>《工業地区》</p> <p>環境悪化をもたらすおそれのない工業系の利便の増進を図る。</p> </td></tr> <tr> <td>地区施設の整備方針</td> <td> <p>当地区における地区施設は道路に重点をおき、道路を適正に配置し整備を図るが、公園・公共空地についても計画的に配置し、維持・保全に努める。</p> </td></tr> <tr> <td>建築物等の整備の方針</td> <td> <p>良好な環境を維持、増進するため本地区を3地区に分け、それぞれの地区で規制・誘導を図る。</p> <p>(低層住宅地区)</p> <p>住宅地として、良好な環境を維持・増進するために建築物の壁面の位置や垣又はさく等の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(豊田知立線沿道地区)</p> <p>住宅地と融和した商業、業務施設の増進を図りつつ建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(工業地区)</p> <p>当地区については、工業系の利便性を増進するため建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p> </td></tr> </table>	土地利用の方針	<p>良好な市街化を図るため、道路の整備や建築物等の規制誘導により、住民生活の利便性の向上、環境悪化の防止を図り、適性かつ合理的に土地利用を進めるため、当地区を4つに細区分する。</p> <p>《低層住宅地区》</p> <p>一団の低層地区として周辺の環境と融和し、良好な居住環境の維持・向上を図る。</p> <p>《中島団地地区》</p> <p>一団の中層住宅地区として周辺の環境と融和し、良好な環境の維持・向上を図る。</p> <p>《豊田知立線沿道地区》</p> <p>幹線道路に面した地区であり、住宅地と融和した商業、業務施設地区として沿道の活性化及び地域の利便性の増進を図る。</p> <p>《工業地区》</p> <p>環境悪化をもたらすおそれのない工業系の利便の増進を図る。</p>	地区施設の整備方針	<p>当地区における地区施設は道路に重点をおき、道路を適正に配置し整備を図るが、公園・公共空地についても計画的に配置し、維持・保全に努める。</p>	建築物等の整備の方針	<p>良好な環境を維持、増進するため本地区を3地区に分け、それぞれの地区で規制・誘導を図る。</p> <p>(低層住宅地区)</p> <p>住宅地として、良好な環境を維持・増進するために建築物の壁面の位置や垣又はさく等の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(豊田知立線沿道地区)</p> <p>住宅地と融和した商業、業務施設の増進を図りつつ建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(工業地区)</p> <p>当地区については、工業系の利便性を増進するため建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p>
土地利用の方針	<p>良好な市街化を図るため、道路の整備や建築物等の規制誘導により、住民生活の利便性の向上、環境悪化の防止を図り、適性かつ合理的に土地利用を進めるため、当地区を4つに細区分する。</p> <p>《低層住宅地区》</p> <p>一団の低層地区として周辺の環境と融和し、良好な居住環境の維持・向上を図る。</p> <p>《中島団地地区》</p> <p>一団の中層住宅地区として周辺の環境と融和し、良好な環境の維持・向上を図る。</p> <p>《豊田知立線沿道地区》</p> <p>幹線道路に面した地区であり、住宅地と融和した商業、業務施設地区として沿道の活性化及び地域の利便性の増進を図る。</p> <p>《工業地区》</p> <p>環境悪化をもたらすおそれのない工業系の利便の増進を図る。</p>						
地区施設の整備方針	<p>当地区における地区施設は道路に重点をおき、道路を適正に配置し整備を図るが、公園・公共空地についても計画的に配置し、維持・保全に努める。</p>						
建築物等の整備の方針	<p>良好な環境を維持、増進するため本地区を3地区に分け、それぞれの地区で規制・誘導を図る。</p> <p>(低層住宅地区)</p> <p>住宅地として、良好な環境を維持・増進するために建築物の壁面の位置や垣又はさく等の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(豊田知立線沿道地区)</p> <p>住宅地と融和した商業、業務施設の増進を図りつつ建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(工業地区)</p> <p>当地区については、工業系の利便性を増進するため建築物の用途の制限により規制・誘導を図る。</p>						

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路番号	幅員	延長	備考
道 路	地区施設の配置及び規模	1号	10m	355m	計画図表示のとおり
		2号	"	230m	
		3号	"	280m	
		4号	6m	250m	
		5号	"	190m	
		6号	"	40m	
		7号	"	230m	
		8号	"	40m	
		9号	"	195m	
		10号	"	120m	
		11号	"	80m	
		12号	"	230m	
		13号	"	90m	
		14号	"	90m	
		15号	"	90m	
		16号	"	90m	
		17号	"	90m	
		18号	"	230m	
		19号	"	45m	
		20号	"	180m	
		21号	"	125m	
		22号	"	120m	
		23号	"	130m	
		24号	"	170m	
		25号	"	150m	
		26号	"	35m	
		27号	"	35m	
		28号	"	40m	
		29号	"	140m	
		30号	"	180m	
		31号	"	125m	
		32号	"	125m	
		33号	"	125m	
		34号	"	85m	
		35号	"	95m	
		36号	"	130m	
		37号	"	90m	
		38号	"	65m	
		39号	"	285m	
		40号	5m	140m	
		41号	5m	85m	
		42号	"	115m	
		43号	"	135m	
		44号	4m	25m	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路番号	幅員	延長	備考			
			45号	4m	40m	計画図表示のとおり			
			46号	〃	70m				
			47号	〃	40m				
			48号	〃	105m				
			49号	〃	40m				
			50号	〃	90m				
			51号	〃	45m				
			52号	〃	60m				
			53号	〃	40m				
			54号	〃	40m				
			55号	〃	45m				
			56号	〃	45m				
			57号	〃	40m				
公園	公共空地	公園番号	面積		配置				
		1号	2, 260m <sup>2</sup>		計画図表示のとおり				
		2号	1, 630m <sup>2</sup>						
		3号	3, 120m <sup>2</sup>						
		4号	2, 400m <sup>2</sup>						
備考	建築物等に関する事項	公共空地番号	面積		配置				
		1号	2, 260m <sup>2</sup>		計画図表示のとおり				
		2号	2, 400m <sup>2</sup>						
		3号	1, 440m <sup>2</sup>						
地区の区分	建築物等の用途の制限	備 考	1号は公園1号の地下に2, 260m <sup>2</sup> を配置する。 2号は公園4号の地下に2, 400m <sup>2</sup> を配置する。						
		地区の名称	低層住宅地区	豊田知立線沿道地区	工業地区				
		地区の面積	約24.1ha	約4.0ha	約4.3ha				
		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。							
				1. マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの(ぱちんこ屋は除く。) 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの。) 4. 倉庫業を営む倉庫	1. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. ホテル又は旅館 5. 畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの) 6. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	1. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. ホテル又は旅館 5. 畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの) 6. 共同住宅、寄宿舎又は下宿			

地区整備計画	建築物等に関する事項	低層住宅地区	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という）から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という）は、1m以上でなければならない。ただし、物置、車庫、その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10m <sup>2</sup> 以内の建築物の部分の壁面があるときは、1m未満とすることができる。
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは生垣、フェンス又は鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で高さ0.6m以下のもの又は、門柱にあってはこの限りでない。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

豊田都市計画地区計画の変更（みよし市決定）

都市計画三好中島地区計画を次のように変更する。

名 称	三好中島地区計画
位 置	みよし市三好町中島、西中島、南中島、出口、溝ノ上、大坪、上砂後の全部及び木之本の一部
面 積	約 36. 1 ha
地区計画の目標	<p>当地区は、本市のほぼ中央に位置し、国道153号バイパスと県道豊田知立バイパス線及び県道豊田知立線に囲まれた区域であり、交通利便性に非常に優れた地区である。</p> <p>このため、落ち着きのある良好な居住環境の形成を基本としながら、優れた立地特性を生かして、適性かつ合理的な土地利用を図り、健全で活力ある都市環境を形成・保持することを目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>良好な市街化を図るため、道路の整備や建築物等の規制誘導により、住民生活の利便性の向上、環境悪化の防止を図り、適性かつ合理的に土地利用を進めるため、当地区を下記のとおり細区分する。</p> <p>《住宅地区》 中高層住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>《中島団地地区》 一団の中層住宅地区として周辺の環境と融和し、良好な居住環境の維持・向上を図る。</p> <p>《住商共存地区》 幹線道路沿道の利便性を生かして商業・業務施設の立地をある程度許容しつつ、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>《沿道サービス地区》 周辺環境との調和に配慮しつつ、幹線道路沿道の利便性を生かして活力ある商業・業務環境の形成を図る。</p> <p>《工業地区》 周辺環境との調和に留意しつつ、工業の利便増進を図る。</p>
地区施設の整備の方針	当地区における地区施設は、道路、公園、公共空地を適正に配置し、維持・保全に努める。
建築物等の整備の方針	<p>良好な環境を維持・増進するため本地区を下記のとおり区分し、それぞれの地区で規制・誘導を図る。</p> <p>(住宅地区) 住宅地としての良好な居住環境を維持・増進するために、建築物等の用途、壁面の位置、建築物等の高さの最高限度等の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(住商共存地区) 住宅地と融和した商業、業務施設の増進を図りつつ、建築物等の用途、壁面の位置等の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(沿道サービス地区) 住宅地と融和した商業・業務施設の増進を図りつつ、建築物等の用途の制限により規制・誘導を図る。</p> <p>(工業地区) 工業系の利便性を増進するため、建築物等の用途の制限により規制・誘導を図る。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路1号	10m	355m	計 画 図 表 示 の と おり
			道路2号	"	230m	
			道路3号	"	280m	
			道路4号	6m	250m	
			道路5号	"	190m	
			道路6号	"	40m	
			道路7号	"	230m	
			道路8号	"	40m	
			道路9号	"	195m	
			道路10号	"	120m	
			道路11号	"	80m	
			道路12号	"	230m	
			道路13号	"	90m	
			道路14号	"	90m	
			道路15号	"	90m	
			道路16号	"	90m	
			道路17号	"	90m	
			道路18号	"	230m	
			道路19号	"	45m	
			道路20号	"	180m	
			道路21号	"	125m	
			道路22号	"	120m	
			道路23号	"	130m	
			道路24号	"	170m	
			道路25号	"	150m	
			道路26号	"	35m	
			道路27号	"	35m	
			道路28号	"	40m	
			道路29号	"	140m	
			道路30号	"	180m	
			道路31号	"	125m	
			道路32号	"	125m	
			道路33号	"	125m	
			道路34号	"	85m	
			道路35号	"	95m	
			道路36号	"	130m	
			道路37号	"	90m	
			道路38号	"	65m	
			道路39号	"	285m	
			道路40号	5m	140m	
			道路41号	5m	85m	
			道路42号	"	115m	
			道路43号	"	135m	
			道路44号	4m	25m	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	配 置	
			道路45号	4m	40m	計画図表示のとおり	
			道路46号	"	70m		
			道路47号	"	40m		
			道路48号	"	105m		
			道路49号	"	40m		
			道路50号	"	90m		
			道路51号	"	45m		
			道路52号	"	60m		
			道路53号	"	40m		
			道路54号	"	40m		
			道路55号	"	45m		
			道路56号	"	45m		
			道路57号	"	40m		
		公 園	名 称	面 積	配 置	計画図表示のとおり	
			公園1号	2, 260m <sup>2</sup>	計画図表示のとおり		
			公園2号	1, 630m <sup>2</sup>			
			公園3号	3, 120m <sup>2</sup>			
		公共 空 地	公園4号	2, 400m <sup>2</sup>	計画図表示のとおり	計画図表示のとおり	
			調整池1号	2, 260m <sup>2</sup>			
			調整池2号	2, 400m <sup>2</sup>			
			調整池3号	1, 440m <sup>2</sup>			
			備 考	1号は公園1号の地下に2, 260m <sup>2</sup> を配置する。 2号は公園4号の地下に2, 400m <sup>2</sup> を配置する。			

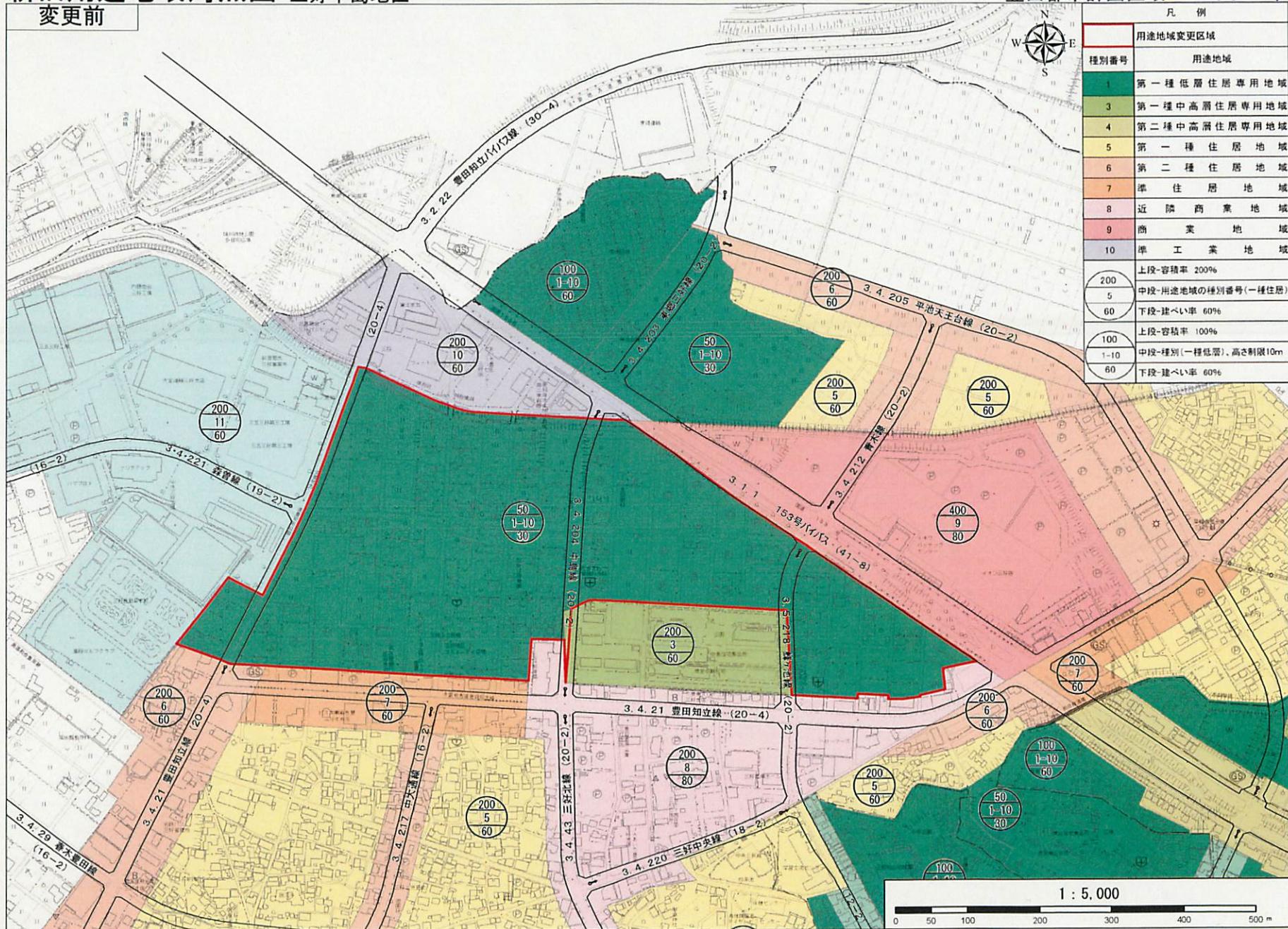
地区の区分	地区的名称	住宅地区	住商共存地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	工業地区
	地区的面積	約15.9ha	約2.2ha	約4.3ha	約0.8ha	約1.8ha	約4.6ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は、建築してはならない。					
		建築物等の用途の制限	公衆浴場	1. マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 営舍（15m <sup>2</sup> を超えるもの）	1. マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの（ばらんこ屋は除く。） 2. ホテル又は旅館 3. 営舍（15m <sup>2</sup> を超えるもの） 4. 倉庫業を営む倉庫	1. キャバレー、料理店その他のこれらに類するもの 2. マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの 3. カラオケボックスその他これに類するもの 4. ホテル又は旅館 5. 営舍（15m <sup>2</sup> を超えるもの） 6. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12m <sup>2</sup> 以内であるもの 2. 地下が設けられている建築物の地下部分又は建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの	—	—	—	—
		建築物等の高さの最高限度	15m	—	—	—	—
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1m未溝の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又は透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス、鉄さく等の基礎で地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門塀等で道路からの見附面積が5m <sup>2</sup> 以下のものにあってはこの限りでない。	—	—	—	—	

「区域及び地区的区分は計画図表示のとおり」

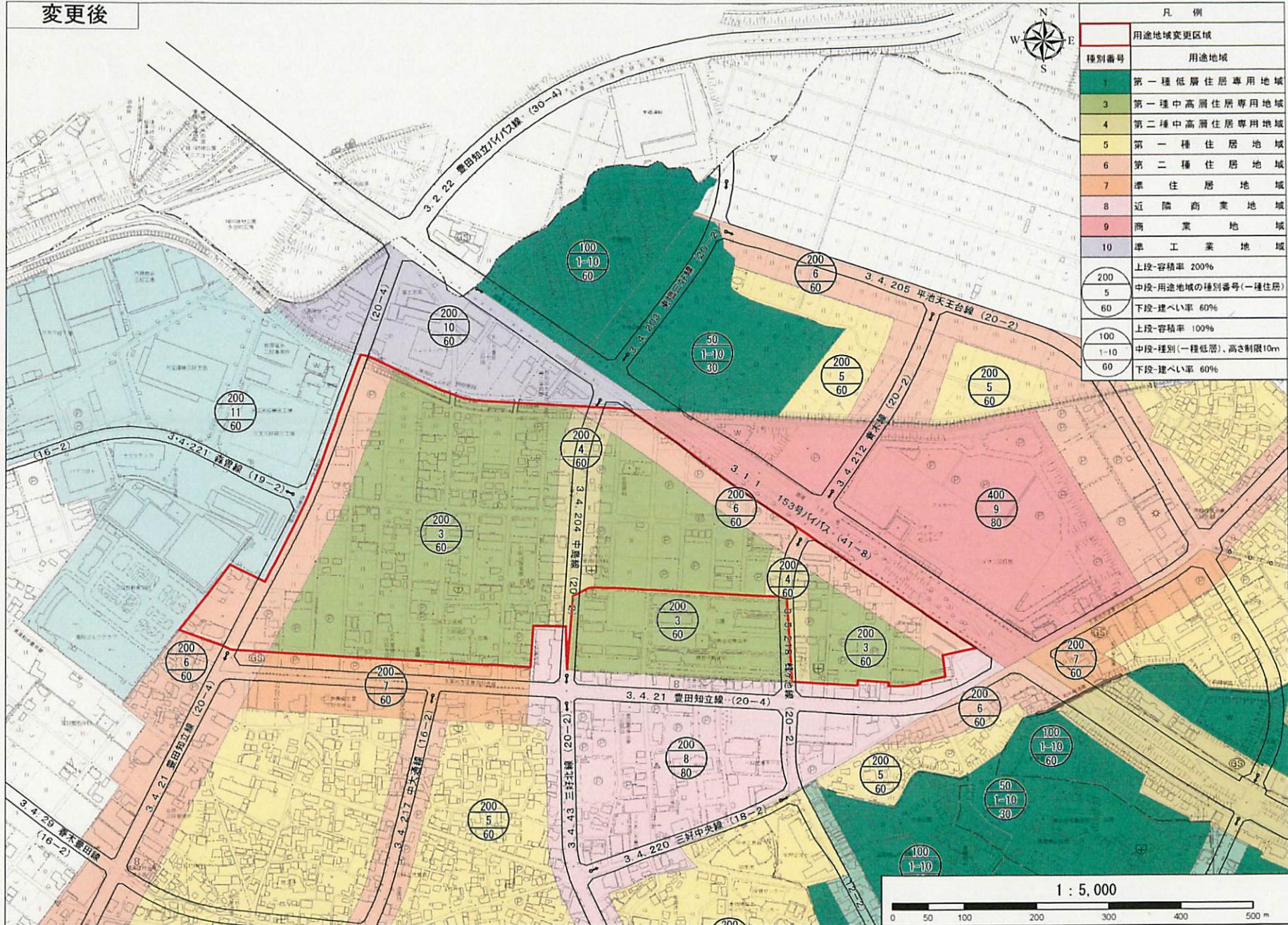
# 新旧用途地域対照図 三好中島地区

豊田都市計画区域 みよし市

変更前

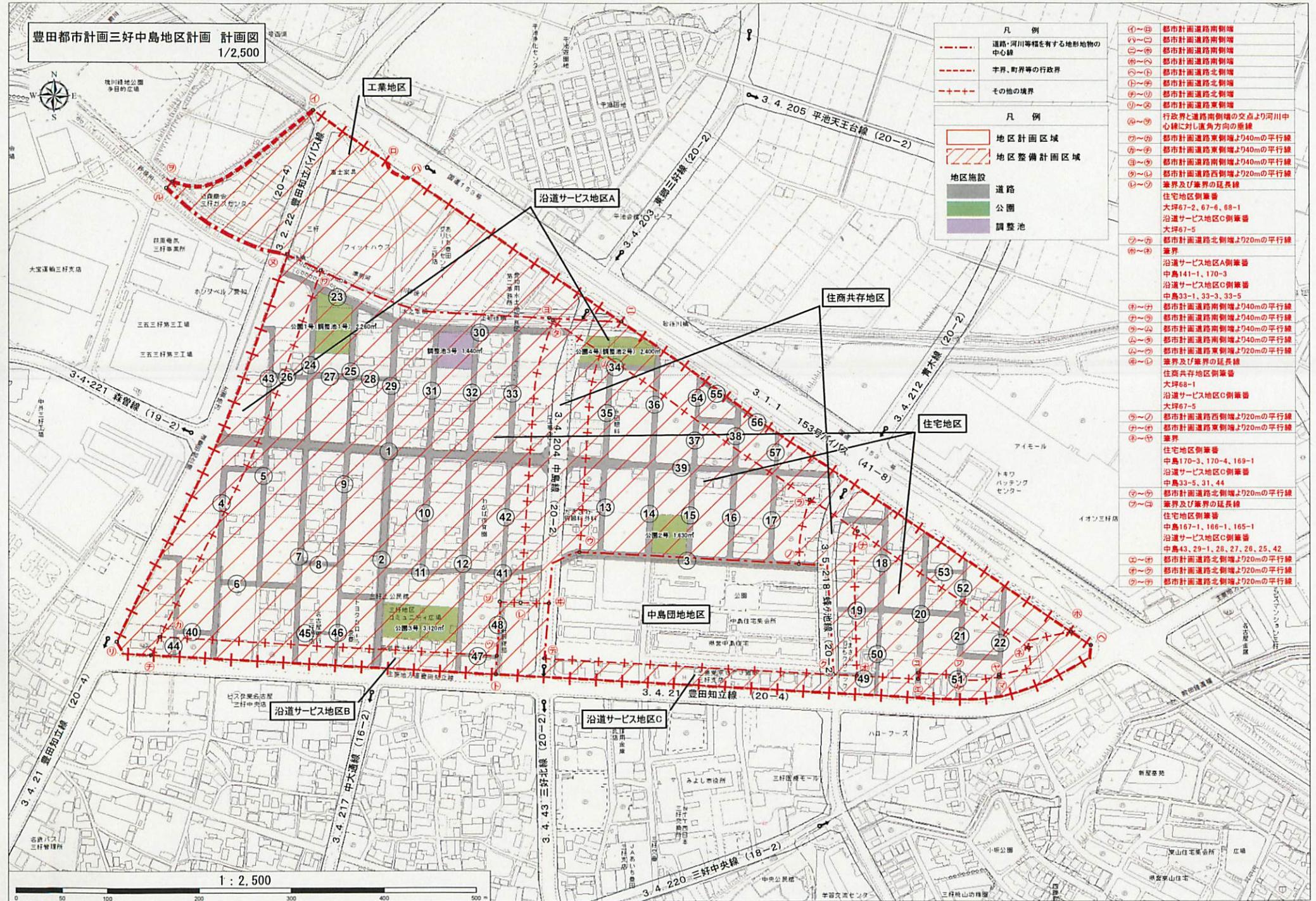


変更後





豊田都市計画三好中島地区計画 計画図  
1/2,500



1 : 2,500

豊田都市計画地区計画の決定（みよし市決定）（案）

都市計画愛知大学跡地地区計画を次のように決定する。

名 称	愛知大学跡地地区計画	
位 置	みよし市黒笹町清水及び野田兼の各一部並びに福谷町根浦及び定毫貫の各一部	
面 積	約19.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、みよし市の北西部に位置し、名鉄豊田線黒笹駅及び東名三好インターチェンジに近接し、交通利便性に優れており、大学の敷地として利用されていた地区である。</p> <p>当地区では、交通利便性に優れた大学跡地の有効利用を図りつつ、地区計画を定めることにより、計画的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	緑に囲まれた丘陵地形に、ゆとりある敷地規模の一戸建て専用住宅を主体としつつ、街区構成に合わせて集合住宅、生活利便施設、福祉施設などの立地を許容し、良好な居住環境の維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	<p>当地区における地区施設は道路、公園、緑地、調整池を適切に配置し、これら施設の維持、保全を図る。</p> <p>道路は区域外との接続を2箇所とし、区画道路は地区内の住民の利便性及び安全性に配慮し、計画的に配置、整備する。</p> <p>公園は地区内の住民が利用しやすいよう配置、整備し、緑地は地区周辺との緩衝帯とするため及び地区内の保安林を保全するため、計画的に配置、整備する。</p> <p>調整池は下流河川への負担を軽減するため、既存施設を活用しつつ配置、整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に従い、秩序ある市街地形成を図るために、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。
	その他当該地区的整備・開発及び保全に関する方針	環境に配慮したまちづくりを推進するため、ホームエネルギー・マネジメントシステム(HEMS)、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)の充電設備、蓄電池システム・太陽光発電システムの設置など、CO <sub>2</sub> 排出量の削減や環境負荷の低減に努めるものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路番号	幅員	延長	記述
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道	道路 14-1 号	14m ～11.5m	約 390m	計画図表示のとおり
			道路 9-1 号	9m	約 560m	
			道路 9-2 号	9m	約 710m	
			道路 6-1 号	6m	約 520m	
			道路 6-2 号	6m	約 130m	
			道路 6-3 号	6m	約 150m	
			道路 6-4 号	6m	約 20m	
			道路 6-5 号	6m	約 130m	
			道路 6-6 号	6m	約 200m	
			道路 6-7 号	6m	約 70m	
			道路 6-8 号	6m	約 240m	
			道路 6-9 号	6m	約 280m	
			道路 6-10 号	6m	約 70m	
			道路 6-11 号	6m	約 20m	
			道路 6-12 号	6m	約 390m	
			道路 6-13 号	6m	約 30m	
			道路 6-14 号	6m	約 170m	
			道路 6-15 号	6m	約 130m	
			道路 6-16 号	6m	約 90m	
			道路 6-17 号	6m	約 160m	
			道路 6-18 号	6m	約 260m	
			道路 6-19 号	6m	約 100m	
			道路 6-20 号	6m	約 10m	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	路	道路 4-1 号	4m	約 80m	計画図表示のとおり
			道路 4-2 号	4m	約 60m	
			道路 4-3 号	4m	約 10m	
			道路 4-4 号	4m	約 30m	
			道路 4-5 号	4m	約 20m	
			道路 4-6 号	4m	約 20m	
			道路 4-7 号	4m	約 10m	
			道路 4-8 号	4m	約 10m	
			道路 4-9 号	4m	約 10m	
			道路 4-10 号	4m	約 10m	
			道路 4-11 号	4m	約 40m	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	計画図表示のとおり	
			道路 4-12 号	4m	約 40m		
			道路 4-13 号	4m	約 20m		
			道路 4-14 号	4m	約 10m		
			道路 4-15 号	4m	約 10m		
			道路 4-16 号	4m	約 10m		
		公園	名 称	面 積	配 置	計画図表示のとおり	
			公園 1 号	約 0.27ha	計画図表示のとおり		
			公園 2 号	約 0.40ha			
			公園 3 号	約 0.93ha			
		緑地	名 称	面 積	配 置	計画図表示のとおり	
			緑地 1 号	約 2.82ha	計画図表示のとおり		
			緑地 2 号	約 0.31ha			
			緑地 3 号	約 0.77ha			
			緑地 4 号	約 0.14ha			
			緑地 5 号	約 1.62ha			
			緑地 6 号	約 0.12ha			
		公共空地	緑地 7 号	約 0.16ha	計画図表示のとおり	計画図表示のとおり	
			名 称	面 積	配 置		
			調整池 1 号	約 0.61ha			
			調整池 2 号	約 0.16ha			
			調整池 3 号	約 0.68ha			

地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅</li> <li>2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下、「政令」という。）第 130 条の 3 で定めるもの</li> <li>3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>4. 幼稚園、小学校又は中学校</li> <li>5. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>6. 診療所</li> <li>7. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第 130 条の 5 の 3 で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup> 以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</li> <li>8. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物</li> <li>9. 集会所（近隣住民を対象としたものに限る。）</li> <li>10. 前各号の建築物に附属するもの（政令第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く。）</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下、「後退距離」という。）は、1 m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが 2.5 m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 12 m<sup>2</sup> 以内であるもの</li> <li>2. 地下が設けられている建築物の地下部分又は建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</li> <li>3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの</li> </ol>
	建築物等の高さの最高限度	20 m
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調のものとする
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線から 1 m 未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又は透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス、鉄さく等の基礎で地盤面からの高さが 0.6 m 以下のもの又は門塀等で道路からの見附面積が 5 m <sup>2</sup> 以下のものにあってはこの限りでない。

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」



■みよし市都市計画審議会 今後のスケジュール(案)について

○付数字は年度内の都市計画審議会開催回数

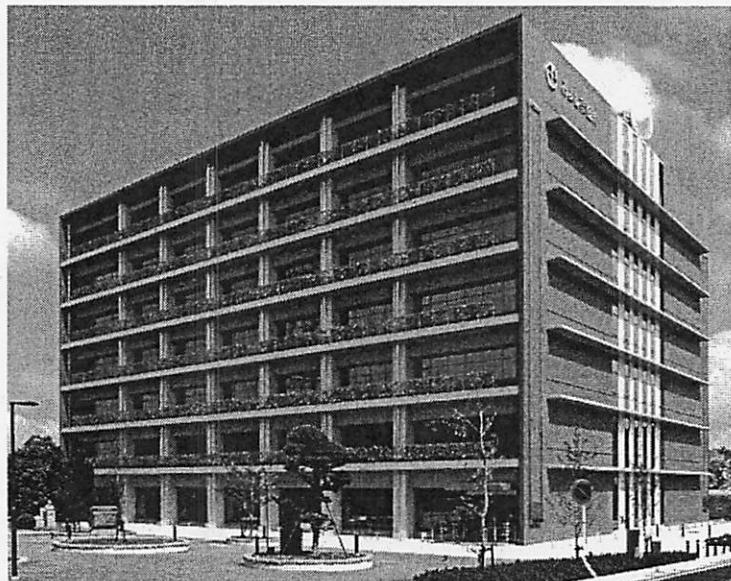
案件・審議事項等	平成29年度													平成30年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
1 都市計画区域マス		①			②		③	④			⑤		①	②	③ ④		
2 生産緑地決定		・委員委嘱(補選)											・委員委嘱(改選)				
3 都市計画決定等		・豊田都市計画用途地域及び地区計画変更 (三好中島地区)		・豊田都市計画地区計画決定 (愛大跡地地区)		・現地確認											
4 観察研修						・観察研修(三重県伊勢市:歴史的資源を活かしたまちづくり)								・観察研修			
5 地区計画				市街化調整区域内地区計画ガイドラインに伴う、開発案件があれば意見聴取を行います。													
6 その他都市計画決定																	
	○時期未定案件																
		・豊田都市計画地区計画決定(筋生山田地区)															
		・豊田西部線の変更(豊田市案件、豊田市西部緑地の都市計画決定と合わせて変更を予定)															
		・「愛知県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づく区域の申出(都市計画法第34条第12号)															
委員任期					任期:平成28・29年度								任期:平成30・31年度				

(参考:観察研修)

年度	視察先	研修テーマ
平成23年度	長野県飯田市	災害に強いまちづくり
平成24年度	岐阜県郡上市	景観に配慮したまちなみと住民主体のまちづくり
平成25年度	三重県龜山市	国の重要伝統的建造物群保存地区である関宿など歴史的景観の形成
平成26年度	静岡県浜松市天竜区	地域資源を活かしたまちの再生
平成27年度	福井県敦賀市	歴史建造物、民族文化を活かした街づくり
平成28年度	滋賀県長浜市	景観・歴史まちづくり
平成29年度	三重県伊勢市(予定)	歴史的資源を活かした街づくり

都市計画課

# 豊田都市計画(みよし市)の概要



都市建設部 都市計画課

平成 29 年 3 月 31 日現在

## 目 次

I	みよし市の概要	
1	面積、人口、世帯数、人口密度の推移	1
II	都市計画区域	
1	都市計画区域	2
III	区域区分	
1	市街化区域及び市街化調整区域	3
IV	地域地区	
1	用途地域	4
2	特別用途地区	7
3	防火地域・準防火地域	8
4	生産緑地地区	9
V	地区計画	
1	地区計画	10
VI	都市施設	
1	交通施設（道路）	12
(1)	都市計画道路規模別表	
(2)	駅前交通広場の整備状況	
(3)	都市計画道路の整備状況	
2	公共空地（公園・緑地）	15
(1)	都市公園の整備状況	
(2)	都市緑地の整備状況	
(3)	人口1人当たりの公園等の面積	
3	処理施設（下水道）	18
(1)	下水道の整備状況	
(2)	下水道都市計画決定	
VII	市街地開発事業	
1	土地区画整理事業	20
(1)	事業施行済地区	
(2)	事業施行中地区	
(3)	事業計画地区	
VIII	促進区域	
1	土地区画整理促進区域	21

※ ここに掲載したデータは、特に断りのない限り平成29年3月31日現在のものです。

# I みよし市の概要

## 1 面積、人口、世帯数、人口密度の推移

各年 4月 1日現在

年度	面積 (km <sup>2</sup> )	人口*	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	備考
明治 39 年度	32.20				三好村・筋生村・明越村合併
大正 9 年度	32.20				国勢調査の人口 6,175人
昭和 30 年度	32.20	8,978	1,657	279	国勢調査の人口 9,006人
昭和 33 年度	32.20	9,043	1,697	281	町制施行：昭和33年4月1日
昭和 35 年度	32.20	9,201	1,758	286	工場誘致奨励条例施行 国勢調査の人口 9,161人
昭和 40 年度	32.20	12,454	2,476	387	名古屋刑務所移転(40年1月) 国勢調査の人口 14,438人
昭和 45 年度	32.20	17,561	3,782	545	国勢調査の人口 19,734人
昭和 50 年度	32.20	23,381	6,154	726	国勢調査の人口 25,303人
昭和 55 年度	32.20	26,431	7,382	821	国勢調査の人口 28,552人
昭和 60 年度	32.20	28,083	8,023	872	国勢調査の人口 30,039人
平成 元年度	32.11	29,935	8,844	932	S63. 10. 1 国土地理院の測量結果、 面積変更(豊田市との境界)
平成 2 年度	32.11	30,334	9,091	945	国勢調査の人口 32,241人
平成 7 年度	32.11	37,567	12,055	1,170	国勢調査の人口 39,920人
平成 12 年度	32.11	45,267	15,277	1,410	国勢調査の人口 47,684人
平成 17 年度	32.11	53,340	18,798	1,661	国勢調査の人口 56,252人
平成 18 年度	32.11	54,218	19,370	1,689	
平成 19 年度	32.11	55,637	20,335	1,733	
平成 20 年度	32.11	57,004	21,163	1,775	
平成 21 年度	32.11	57,561	21,358	1,793	市制移行：平成 22 年 1月 4 日
平成 22 年度	32.11	57,864	21,412	1,802	国勢調査の人口 60,098人
平成 23 年度	32.11	58,216	21,592	1,813	
平成 24 年度	32.11	58,762	21,833	1,830	
平成 25 年度	32.11	59,141	22,074	1,842	
平成 26 年度	32.11	59,474	22,299	1,852	
平成 27 年度	32.19	59,885	22,700	1,860	国勢調査の人口 61,795人
平成 28 年度	32.19	60,365	23,118	1,875	
平成 29 年度	32.19	60,860	23,541	1,891	

\*人口は住民記録の値

※平成 27 年度における面積の変更は、平成 27 年 3 月 6 日に国土地理院が公表した「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」における測量方法の変更による

## II 都市計画区域

### 1 都市計画区域

みよし市の都市計画区域は、昭和39年6月に町全域で当初決定され、その後、市町村の行政区域にとらわれずに広域的観点から都市計画を進めるため、昭和44年12月に豊田市と三好町を併せて豊田都市計画区域として定められ、現在に至っています。

決定の年月日	都市計画区域名	市町村	面積(ha)
昭和39年6月10日	三好町都市計画区域	三好町(行政区域の全域)	約3,220
昭和44年12月24日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約28,969
		三好町(行政区域の全域)	約3,220
		計	約32,189
平成12年10月31日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の全部)	約29,011
		三好町(行政区域の全域)	約3,211
		計	約32,222
平成22年12月24日	豊田都市計画区域	豊田市(行政区域の一部)	約35,569
		みよし市(行政区域の全域)	約3,211
		計	約38,780

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成22年12月24日の決定告示により旧藤岡町の藤岡都市計画区域を含め豊田都市計画区域として再編されました。

※ 豊田市の豊田都市計画区域は、平成17年4月1日に行われた市町村合併によって、行政区域の一部となっています。

※ 都市計画区域とは、実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域をもって都市計画区域として県が指定します。

(参考)

区分	決定変更の年月日	面積	備考
都市計画法の適用	昭和39年6月10日	3,220ha	行政区域の全域
都市計画区域の指定	昭和44年12月24日	3,220ha	豊田都市計画区域に編入
市街化区域の決定（当初） 〃 の変更（最終変更）	昭和45年11月24日 平成12年10月31日	410ha 1,057ha	
用途地域の指定（当初） 〃 の変更（最終変更）	昭和46年2月15日 平成28年6月24日 (三好青木地区・三好中部地区)	410ha 1,057ha	

### III 区域区分

#### 1 市街化区域及び市街化調整区域\*

みよし市では、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域の区分が決定され、その後人口の増加、産業の発展、大規模開発などに対応するため、8 回の変更が行われ、現在にいたっています。

告示番号・年月日	種別	都市計画区域	市街化区域	主な地域
愛知県告示第 919 号 昭和 45 年 11 月 24 日	決定	約 3,220ha (100%)	約 410ha (13%)	水洗・新屋・東山畠・天王・油田・東山・弥栄・三好第 1・三好第 2・陣取山・蜂ヶ池・西中島・小坂・三好上・湯之前・三好西・並木・半野木・西山・下山・高岡
愛知県告示第 194 号 昭和 54 年 3 月 2 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 664ha (21%)	三好丘第 1・三好丘第 3・東山（高校西）・福田
愛知県告示第 649 号 昭和 57 年 6 月 21 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 752ha (23%)	三好丘第 2
愛知県告示第 390 号 昭和 59 年 4 月 4 日	変更	約 3,220ha (100%)	約 845ha (26%)	木之本中島・向田・上ヶ池・山ノ神・八和田山
愛知県告示第 150 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 901ha (28%)	阿弥陀堂・辰巳山・森曾
愛知県告示第 362 号 平成 4 年 3 月 30 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 982ha (30%)	根浦（特定保留解除）
愛知県告示第 860 号 平成 8 年 11 月 1 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 996ha (31%)	ひばりヶ丘（特定保留解除）
愛知県告示第 383 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,044ha (32%)	青木・中島
愛知県告示第 861 号 平成 12 年 10 月 31 日	変更	約 3,211ha (100%)	約 1,057ha (32%)	黒笛工業・行政区域界の変更 上ヶ池（JA グリーンステーション）

\* 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域です。

## IV 地域地区

### 1 用途地域\*

みよし市には、現在、下記の用途地域が指定されています。

種類	面積 (ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度(m)	建築物の敷地面積の最低限度 (m <sup>2</sup> )	建築物の高さの限度 (m)	用途の率(%)
第一種低層 住居専用地域	285						27.0
	57	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10	(20.0)
	158	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10	(55.4)
	70	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	(24.6)
第二種低層 住居専用地域	19	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10	1.8
第一種中高層 住居専用地域	103						9.8
	78	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(75.7)
	25	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	(24.3)
第二種中高層 住居専用地域	31	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9
第一種 住居地域	115	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.9
第二種 住居地域	50	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.7
準住居地域	17	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6
住居系小計	620						58.7
近隣商業地域	21	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.0
商業地域	13	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.2
商業系小計	34						3.2
準工業地域	12	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1
工業地域	149	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.1
工業専用地域	242	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.9
工業系小計	403						38.1
合計	1,057						100.0

\* 用途地域とは、土地利用を具体的に定めるためのものであり、建築行為などを規制誘導することにより計画内容を実現していくもので、市街化区域には必ず用途地域が定められます。

# 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができます。建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地	近隣商業地	第一種工業地	第二種工業地	第三種工業地	備考
	建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	建てられない用途	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150m <sup>2</sup> 以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、150m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下のもの	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、500m <sup>2</sup> を超え、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、3,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの				○	○	○				④ 物品販売店舗、飲食店を除く
事務所等	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		▲	○	○	○	○	○				▲ 3000m <sup>2</sup> 以下
遊戲施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	▲	○	○	○	○	○				▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	カラオケボックス等		▲	▲	○	○	○	▲	▲		▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等		▲	▲	○	○	○	▲			▲ 10,000m <sup>2</sup> 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場			▲	○	○	○				▲ 客席200m <sup>2</sup> 未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等				○	▲					▲ 個室付浴場を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡回派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600m <sup>2</sup> 以下
	自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	単独車庫(附属車庫を除く)		▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲ 300m <sup>2</sup> 以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○
								○	○	○	○
		※一団地の敷地内について別に制限あり									
工場・倉庫等	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○	
	畜舎(15m <sup>2</sup> を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000m <sup>2</sup> 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、疊屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m <sup>2</sup> 以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	②	②	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②	②	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場									○	○
	自動車修理工場				①	①	②	③	③	○	○
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設	①	②	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設							○	○	○	○
	量がやや多い施設								○	○	○
	量が多い施設									○	○

(注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

この情報は、平成19年11月30日現在のものです。

(参考)

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域		用途制限の概要
1	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。
2	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校のほか、150 m <sup>2</sup> までの一定の店舗などが建てられます。
3	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500 m <sup>2</sup> までの一定の店舗などが建てられます。
4	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500 m <sup>2</sup> までの一定の店舗や事務所などが建てられます。
5	第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000 m <sup>2</sup> までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。
6	第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどが建てられます。
7	準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
8	近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場が建てられます。
9	商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場が建てられます。
10	準工業地域	主に軽工業を行う工場等の環境悪化の恐れがない工場の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
11	工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
12	工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 2 特別用途地区\*

みよし市には、特定業種の集団化、専用化を図るため、昭和 55 年に特別工業地区が指定され、その後工業団地の造成等に伴い 3 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	種類【主な内容】	面積	主な地域
三好町告示第 37 号 昭和 55 年 4 月 7 日	決定	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 4ha	半野木(約 4ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 17ha	半野木(約 17ha)
		計	約 21ha	
三好町告示第 64 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 22ha	
三好町告示第 26 号 昭和 63 年 9 月 30 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】	約 8ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 24ha	
三好町告示第 3 号 平成 10 年 3 月 27 日	変更	特別工業地区(準工業地域) 【工業の業種、業態の制限】	約 2ha	三好丘(約 2ha)
		特別工業地区(工業地域) 【専用住宅(新築)の禁止】 【住宅、共同住宅の禁止】	約 31ha	半野木(約 3ha) 川岸当(約 5ha) 森曾(23ha)
		特別工業地区(工業専用地域) 【重化学工業の禁止】	約 14ha	半野木(約 14ha)
		計	約 47ha	
みよし市告示第 41 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	決定権者の変更(三好町から みよし市)	約 47ha	

\* 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

### 3 防火地域\*

みよし市三好町青木及び前田の各一部の商業集積地区等において、従前の近隣商業地域を商業地域に用途を変更することに伴い、土地利用度及び建築密度の高い区域における建築物の不燃化を促進するために、平成 28 年に防火地域を指定しています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	決定	三好青木地区	約 13.1ha (13ha)	青木、前田

\* 防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

なお、愛知県内の都市計画区域の全域(防火地域及び準防火地域に指定された区域を除く。)は、建築基準法第 22 条の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り又は吹かなければならぬ区域(22 条区域)として指定されています。

### 4 準防火地域\*

みよし市には、建築物の不燃化を促進することにより都市防災の促進を図り安全な市街地の形成を進めるために、昭和 47 年に準防火地域が指定され、その後市街地の拡大に伴い、また平成 28 年における近隣商業地域から商業地域への変更により 7 回の変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	地区名	面積(合計)	主な地域
愛知県告示第 975 号 昭和 47 年 11 月 29 日	決定	三好上地区	約 2.0ha (2ha)	上、木之本、出口、湯之前
三好町告示第 3 号 昭和 58 年 3 月 3 日	変更	湯之前地区	約 12.1ha (14ha)	湯之前、中島、出口、小坂、陣取山
三好町告示第 63 号 昭和 60 年 5 月 13 日	変更	小坂地区	約 6.5ha (21ha)	小坂、中島、出口、溝ノ上
三好町告示第 3 号 昭和 62 年 2 月 20 日	変更	三好ヶ丘第一地区	約 4.3ha (25ha)	三好ヶ丘駅周辺
三好町告示第 2 号 平成 3 年 2 月 27 日	変更	三好ヶ丘第三地区	約 3.7ha (29ha)	黒笹駅周辺
三好町告示第 9 号 平成 9 年 4 月 18 日	変更	商業集積地区	約 12.9ha (42ha)	青木、前田
みよし市告示第 40 号 平成 22 年 12 月 24 日	変更	市制施行により決定 権者、住所の変更	約 42ha	
みよし市告示第 49 号 平成 28 年 6 月 24 日	変更	商業集積地区の防火 地域への変更	▲約 13.1ha (29ha)	青木、前田

\* 準防火地域とは、防火地域と同様に市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

(規制概要：建物の規模に応じ耐火又は準耐火構造にする必要があります。)

## 5 生産緑地地区\*

みよし市は、市制移行に伴い市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、良好な都市環境の形成を図るため、平成 22 年に生産緑地地区を指定し、その後追加申し出に伴う変更を行っています。

告示番号・年月日	種別	土地の区域	面積(合計)	備考
みよし市告示第 23 号 平成 22 年 5 月 31 日	決定	三好ヶ丘旭一丁目地内	約 0.10ha (0.10ha)	
みよし市告示第 58 号 平成 23 年 12 月 1 日	変更	三好町弥栄地内	約 0.52ha (0.63ha)	

\* 生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する地区です。

## V 地区計画

### 1 地区計画

みよし市では、建築物及び建築物の敷地の秩序化を通じて、良好な居住環境の形成を促すとともに開発事業等の効果の維持保全を図るために、平成9年の三好中島地区及び三好青木地区をはじめとし、現在までに11地区で地区計画を決定しています。

名称	決定告示*	計画地区の区分	面積 (ha)
三好青木地区計画	H9. 4. 18 町第 11 号	商業集積地区	約 9. 2ha
	H11. 7. 7 町第 16 号	沿道商業地区	約 0. 3ha
	H22. 12. 24 市第 56 号 H28. 6. 24 市第 47 号	計	約 9. 5ha
三好中島地区計画	H9. 4. 18 町第 10 号 H11. 7. 30 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 55 号 H27. 1. 23 市第 63 号	低層住宅地区	約 24. 1ha
		中島団地地区	約 3. 7ha
		豊田知立線沿道地区	約 4. 0ha
		工業地区	約 4. 3ha
		計	約 36. 1ha
みなよし台地区計画	H12. 10. 31 町第 18 号 H22. 12. 24 市第 49 号	低層住宅地区	約 4. 6ha
		沿道利用地区	約 0. 5ha
		計	約 5. 1ha
三好黒笹研究開発工業団地地区計画	H12. 10. 31 町第 19 号 H22. 12. 24 市第 50 号	A地区	約 5. 8ha
		B地区	約 10. 9ha
		計	約 16. 7ha
三好根浦地区計画	H16. 4. 2 町第 11 号 H22. 12. 24 市第 51 号	A地区	約 19. 6ha
		B地区	約 12. 3ha
		C-1 地区	約 9. 1ha
		C-2 地区	約 38. 0ha
		計	約 79. 0ha
三好石坂地区計画	H16. 8. 3 町第 33 号 H22. 12. 24 市第 53 号	全域	約 7. 4ha
三好筋生辰巳山地区計画	H16. 4. 2 町第 10 号 H20. 12. 15 町第 42 号 H22. 12. 24 市第 54 号	A地区	約 19. 7ha
		B地区	約 8. 6ha
		計	約 28. 3ha
打越三本松地区計画	H20. 12. 15 町第 43 号 H22. 12. 24 市第 52 号	全域	約 1. 2ha
南台地区計画	H24. 3. 1 市第 4 号	全域	約 5. 7ha
みよし打越山ノ神地区計画	H27. 9. 25 市第 50 号	全域	約 2. 4ha

名称	決定告示*	計画地区の区分	面積 (ha)
三好中部地区計画	H28. 6. 24 市第 48 号	A 地区	約 3.7ha
		B 地区	約 8.3ha
		計	約 12.0ha

\*決定告示は、計画決定、変更の順。H22. 12. 24 は、市制施行に伴う決定権者・住所の変更。

## VI 都市施設

### 1 交通施設（道路）

みよし市の都市計画道路は、市街地の拡大、人口の増加及び自動車交通の増大等に対応するために変更を重ね、現在、36路線、約69kmに及び、改良済延長率は、約78.6%になっています。

#### (1) 都市計画道路規模別表

区分	規模(幅員)	路線数	計画延長	改良済延長	整備率
1 (自動車専用道路)	2 (30m≤W<40m)	1	860m	860m	100.0
3 (幹線街路)	1 (40m≤W)	1	3,350m	3,350m	100.0
	2 (30m≤W<40m)	3	3,410m	3,410m	100.0
	3 (22m≤W<30m)	3	2,810m	1,850m	65.8
	4 (16m≤W<22m)	28	51,150m	38,390m	75.1
	5 (12m≤W<16m)	5	5,330m	4,400m	82.6
8 (特殊街路)	6 (8m≤W<12m)	1	1,500m	1,500m	100.0
計		36*	68,410m	53,760m	78.6

\* 複数の規模(幅員)を有する路線があるため、区分毎路線数の和は計と一致しません。

#### (2) 駅前広場<sup>\*1</sup>の整備状況

名称	面積	鉄道名	整備状況	都市計画道路名	告示番号・年月日 <sup>*2</sup>
黒笹駅前交通広場	約5,000m <sup>2</sup>	名古屋鉄道 豊田新線	整備済	3・4・216 黒笹線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日
三好ヶ丘駅前交通広場	約6,000m <sup>2</sup>	名古屋鉄道 豊田新線	整備済	3・3・207 三好ヶ丘停車場線	愛知県告示第1306号 昭和54年12月21日
					みよし市告示第39号 平成22年12月24日

\*1 駅前広場は、多様な都市交通の中にあって、鉄道とバス、タクシー、自動車、二輪車、歩行等の他の交通手段との乗り継ぎを安全・円滑に行う交通結節機能を基本とし、原則として鉄道駅には駅前広場を設けます。

\*2 決定告示は、上段が当初決定、下段が最終決定。

(3) 都市計画道路の整備状況

名称		諸元(m・車線)		みよし市全域 (m・%)		
番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	改良済延長	整備率
1・2・3	東名三好インター線	30	4	860	860	100.0
3・1・1	153号バイパス	41	8	3,350	3,350	100.0
3・2・20	豊田刈谷線	30	4	810	810	100.0
3・2・22	豊田知立バイパス線	20~30	4	3,040	3,040	100.0
3・2・28	日進三好線	30	4	210	210	100.0
3・3・207	三好ヶ丘停車場線	16~25	2	2,410	2,410	100.0
3・4・13	岡崎三好線	16~20	2	3,920	3,920	100.0
3・4・14	黒笹三好ヶ丘線	16~25	2, 4	2,340	2,020	86.3
3・4・17	東郷豊田線	12~16	2	2,680	0	0
3・4・21	豊田知立線	16~25	2, 4	9,800	7,970	81.3
3・4・26	名古屋三好線	16	2	2,840	1,400	49.3
3・4・29	春木豊田線	16~20	2	4,230	2,090	49.4
3・4・33	三好ヶ丘駒場線	16	2	7,680	5,910	77.0
3・4・35	インター1号線	16	2	910	910	100.0
3・4・43	三好北線	20	2	360	360	100.0
3・4・201	福谷三好ヶ丘線	16	2	1,850	1,850	100.0
3・4・202	インター2号線	16	2	720	720	100.0
3・4・203	東郷三好線	20	2	340	0	0
3・4・204	中島線	20	2	410	410	100.0
3・4・205	平池天王台線	20	2	1,210	0	0
3・5・206	緑ヶ丘線	12	2	1,450	1,450	100.0
3・4・208	三好南線	16	2	1,510	1,510	100.0
3・4・209	三好明知下線	16	2	2,760	2,760	100.0
3・4・210	弥栄線	16	2	770	770	100.0
3・4・211	弥栄明知線	18	2	770	770	100.0
3・4・212	青木線	20	2	320	120	37.5
3・4・214	インター4号線	16	2	200	200	100.0
3・4・215	黒笹福谷線	16	2	1,640	0	0
3・4・216	黒笹線	16	2	1,910	1,910	100.0
3・4・217	中大通線	16	2	1,090	1,050	96.3
3・4・220	三好中央線	18	2	320	0	0
3・4・221	森曾線	16~19	2	830	530	63.9
3・5・213	インター3号線	12	2	600	600	100.0
3・5・218	蜂ヶ池線	12~20	2	1,450	1,030	71.0
3・5・219	ひばりヶ丘線	12	2	1,320	1,320	100.0
8・6・201	三好ヶ丘1号線	8	—	1,500	1,500	100.0
計	36路線			68,410	53,760	78.6

## (参考)

施設の種類	種別	内容
自動車専用道路		高速性の確保、大量の交通を処理するため、特に自動車専用道路として計画される道路で、全国的高速道路網である都市間高速道路と大都市内の都市高速道路がその代表的なものである。
幹線街路	主要幹線道路	県内通過交通や都市間交通等の方向性を有する比較的長い距離の交通を分担し、下位の道路への不要な交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効率的に連絡する道路で、県内の骨格的ネットワークとして位置づけられる道路。
	都市幹線道路	主要幹線道路あるいは都市内の主要な交通発生集中源を結び、都市の骨格を形成する道路で、都市内交通の内、比較的長い距離の交通需要に対応する道路。
	地区幹線道路	近隣住区の外側を形成し、地区内の幹線的機能を有する道路。
区画街路	補助幹線道路	区画街路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路。
		近隣住区等の地区における街区を形成し、また沿道宅地へのサービスを目的として配置される街路。
特殊街路	歩行者専用道 自転車道 自転車歩行者道	歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。
	都市モノレール 専用道等	都市モノレール等の交通の用に供する道路。
	路面電車道	路面電車の交通の用に供する道路。

## 番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	1 自動車専用道路	
	3 幹線街路	
	7 区画街路	
	8 特殊街路のうち歩行者、自転車又は歩行者及び自転車専用道	
	9 特殊街路のうち都市モノレール専用道等	
	10 特殊街路のうち路面電車道	
【規模】 幅員*により 次のとおり とする。	1 40m以上のもの	
	2 30m以上40m未満のもの	
	3 22m以上30m未満のもの	
	4 16m以上22m未満のもの	
	5 12m以上16m未満のもの	
	6 8m以上12m未満のもの	
	7 8m未満のもの	
【一連番号】	都市計画区域ごとに、区分ごとに一連番号を付す。	

\* 幅員とは、車道、歩道、分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいいます。

## 2 公共空地（公園・緑地）

みよし市の都市計画公園・緑地は、昭和42年9月に三好公園等が決定されて以来、人口の増加等に伴い追加変更を行い、現在では公園35か所、約113ha、緑地8か所、約38haの計画決定がされています。

### (1) 都市公園の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	公園名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
総合公園(1)	5・6・1	三好公園	70.40	15.27	21.7
地区公園(3)	4・5・21	保田ヶ池公園	13.30	10.47	78.7
	4・4・22	細口公園	7.00	7.00	100.0
	4・3・23	福谷公園	3.90	0	0
近隣公園(5)	3・3・101	三好丘公園	2.80	2.80	100.0
	3・3・102	三好丘桜公園	3.80	3.80	100.0
	3・3・103	黒笛公園	1.50	1.50	100.0
	3・3・104	森曾公園	1.30	1.30	100.0
	3・3・105	三好根浦公園	1.10	1.10	100.0
街区公園(26)	2・2・201	小坂公園	0.27	0.27	100.0
	2・2・202	蜂ヶ池公園	0.24	0.24	100.0
	2・2・203	天王公園	0.47	0.46	97.8
	2・2・204	東山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・205	北井山公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・206	南井山公園	0.26	0.26	100.0
	2・2・207	井守下公園	0.35	0.35	100.0
	2・2・208	下り松公園	0.32	0.32	100.0
	2・2・209	三戸口公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・210	堂之後公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・211	舟ヶ峪公園	0.30	0.30	100.0
	2・2・212	緑丘公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・213	貝ノ木公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・214	向田公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・215	池下公園	0.29	0.29	100.0
	2・2・216	寺山公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・217	馬堤公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・218	広久伝公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・219	大沢公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・220	筋生水洗公園	0.20	0	0
	2・2・221	ひばりヶ丘公園	0.51	0.51	100.0
	2・2・222	丸根公園	0.25	0.25	100.0
	2・2・223	定一貫公園	0.22	0.22	100.0
	2・2・224	清水道公園	0.21	0.21	100.0
	2・2・225	根浦公園	0.20	0.20	100.0
	2・2・226	坂上公園	0.52	0.52	100.0
計(35)			112.55	50.48	44.9

(2) 都市緑地の整備状況

名称			面積		
区分(箇所数)	番号	緑地名	計画(ha)	供用(ha)	整備率(%)
緑地(6)	第5号	境川緑地	13.90	5.22	37.5
	第8号	陣取山緑地	0.64	0.64	100.0
	第10号	三好丘緑地	8.80	8.80	100.0
	第11号	八和田山緑地	0.62	0.62	100.0
	第16号	福田緑地	0.33	0.33	100.0
	第20号	境川きたよし緑地	11.70	0	0
緑道(2)	第9号	前田緑道	1.37	1.19	86.9
	第12号	三吉緑道	0.31	0.31	100.0
計		8か所	37.67	17.11	45.42

(3) 人口1人当たりの公園等の面積

区分	計画決定面積	1人当たりの面積	供用開始面積	1人当たりの面積
公園	112.55ha	18.5m <sup>2</sup>	50.48ha	8.3m <sup>2</sup>
緑地	37.67ha	6.2m <sup>2</sup>	17.11ha	2.8m <sup>2</sup>
全体	150.22ha	24.7m <sup>2</sup>	67.59ha	11.1m <sup>2</sup>

人口： 60,860 人 (H29.4.1 現在)

(参考) 都市公園法施行令第2条

施設の種類	種別	内容
公園	街区公園	主に街区内外に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 0.25ha/か所
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 2ha/か所
	地区公園	主に歩行圏域内外に居住する者の利用を目的とする公園 標準面積 4ha/か所
	総合公園	主に市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園 <u>住民が容易に利用できる位置に配置、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう</u> にその敷地面積を定める(a)
	運動公園	主に運動を目的とする公園 上記(a)
	広域公園	市町村の区域を超える広域の利用を目的とする公園 上記(a)
	特殊公園	主に風致の享受を目的とする公園 自然条件に応じ適切に配置
特殊公園	動植物公園	動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園 都市規模に応じて適切に配置
緑地	都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等を目的とするため設ける公共空地

番号の付し方

【区分】	【規模】	【一連番号】
------	------	--------

【区分】	2 街区公園	
	3 近隣公園	
	4 地区公園	
	5 総合公園	
	6 運動公園	
	7 特殊公園	[風致公園]
	8 特殊公園	[動物公園・植物公園・歴史公園・その他]
	9 広域公園	
	2 1ha 未満のもの	
【規模】 面積により 次のとおり とする。	3 1ha 以上 4ha 未満のもの	
	4 4ha 以上 10ha 未満のもの	
	5 10ha 以上 50ha 未満のもの	
	6 50ha 以上 300ha 未満のもの	
	7 300ha 以上のもの	
【一連番号】	街区公園、近隣公園、地区公園については、都市計画区域の都市ごとの一連番号を付す。他の公園は、都市計画区域ごとの一連番号を付す。	

### 3 処理施設（下水道）

みよし市の下水道は、県施行の境川流域下水道の関連市町として位置付けられ、新市街地開発地域については昭和59年度から単独公共下水道にて事業着手し、その後、昭和62年度より既成市街地の下水道整備のために流域関連公共下水道に事業着手し、平成8年11月に供用開始しました。

#### （1）下水道の整備状況

事業名	地区名	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
公共下水道 (下水道法事業認可区域)	既成市街地	522	406	77.8
	三好根浦	80	79	98.8
	三好ヶ丘	226	226	100.0
	黒笹(三好ヶ丘第三)	88	88	100.0
	三好西部	62	61	96.8
	黒笹	43	22	51.2
	井ノ花	38	31	81.6
	打越	22	0	0.0
	小計	1,081	913	84.5
農業集落排水事業	明知	101	101	100.0
	打越	80	80	100.0
	東山	23	23	100.0
	新田根浦	36	36	100.0
	福谷	61	61	100.0
	筋生	67	67	100.0
	福田	22	22	100.0
コミュニティ・プラント事業	小計	390	390	100.0
	明知・打越・東山	24	24	100.0
小計		24	24	100.0
市全体		1,495	1,327	88.8

(2) 下水道都市計画決定

告示番号・年月日	内容
昭和 46 年 1 月 12 日	当初決定。 市街化区域 406.1ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 70 号 昭和 59 年 8 月 6 日	市街化区域 713.0ha の都市計画決定を行う。
三好町告示第 3 号 平成 2 年 2 月 23 日	上ヶ池貯留地の廃止。 管渠位置及び区域の変更。
三好町告示第 9 号 平成 6 年 8 月 19 日	市街化区域 859.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 100ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 16 号 平成 13 年 10 月 3 日	市街化区域 902.0ha の都市計画決定を行う。 排水区域 1,000ha 未満の幹線管渠の廃止。
三好町告示第 8 号 平成 21 年 2 月 4 日	市街化区域 918.0ha の都市計画決定を行う。
愛知県告示第 793 号 みよし市告示第 44 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更。
みよし市告示第 51 号 平成 25 年 11 月 28 日	市街化区域 926.0ha の都市計画決定を行う。 福田第 2 雨水ポンプ場の追加。

## VII 市街地開発事業

### 1 土地区画整理事業

みよし市では、昭和46年から良好な住宅環境等の整備をするため、土地区画整理事業を積極的に行い、現在、8地区が完了し、1地区が施行中です。市街化区域の約44%に当たる区域が整備済みであり、約1%に当たる区域が整備中です。

#### (1) 事業実施済地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業年度	施行者
三好第一地区	24.0	昭和46年7月26日 昭和50年10月31日	昭和46年度～ 昭和50年度	組合
三好第二地区	29.9	昭和54年6月25日 昭和62年4月20日	昭和54年度～ 昭和62年度	組合
三好ヶ丘第一地区	125.6	昭和56年9月26日 平成5年4月30日	昭和56年度～ 平成5年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第二地区	88.1	昭和59年8月4日 平成7年2月10日	昭和59年度～ 平成6年度	独立行政法人 都市再生機構
三好中央地区	19.3	昭和62年11月26日 平成7年2月10日	昭和62年度～ 平成7年度	組合
三好ヶ丘中央地区	15.7	平成9年3月7日 平成14年11月1日	平成8年度～ 平成14年度	独立行政法人 都市再生機構
三好ヶ丘第三地区	88.0	昭和59年11月21日 平成23年5月6日	平成59年度～ 平成24年度	組合
三好根浦地区	75.8	平成5年2月26日 平成27年5月15日	平成4年度～ 平成27年度	組合
計	466.4			

#### (2) 事業実施中地区

地区名	面積 (ha)	事業認可年月日 換地処分年月日	事業計画年度	施行者
三好中部地区	12.0	平成24年3月23日 —	平成23年度～ 平成30年度	組合
計	12.0			

#### (3) 事業計画地区

地区名	面積 (ha)
三好中部地区（平池の一部）	5.2
計	5.2

## VIII 促進区域

### 1 土地区画整理促進区域

みよし市では、無秩序な市街化を防止し、健全な市街地を誘導するために、昭和54年の三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域をはじめ、5区域の土地区画整理促進区域を決定しています。

告示番号・年月日	内容	面積	備考
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第一土地区画整理促進区域の決定	約 125.7ha	八兵、北井山、南井山、井守下、上三戸口、下り松
三好町告示第 68 号 昭和 54 年 12 月 21 日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の決定	約 87.3ha	三本木、繩手上、西新田、清水、原山、大力池下、大力池上、寺山、馬堤、丸根、伊保道、広久伝、大澤、西ノ洞、四反田、八兵
三好町告示第 4 号 昭和 62 年 2 月 20 日	三好ヶ丘第三土地区画整理促進区域の変更	約 88.3ha	
みよし市告示第 47 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第 84 号 昭和 57 年 10 月 4 日	三好ヶ丘第二土地区画整理促進区域の決定	約 88.1ha	貝ノ木、狐洞、堂ノ後、棚田、阿弥陀堂、吉良戸、下り松、寺田、重郎左、舟ヶ峪、寺峪、山ノ上
三好町告示第 6 号 平成 4 年 3 月 30 日	三好根浦土地区画整理促進区域の決定	約 75.8ha	根浦、定毫貫、上地念古、坂上、清水道、蟹畑、大日、落合
みよし市告示第 46 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
三好町告示第 14 号 平成 9 年 4 月 18 日	三好中部土地区画整理促進区域の決定	約 17.3ha	新屋、大原、北中島、蟬田、前部垣内、平池、前田
みよし市告示第 48 号 平成 22 年 12 月 24 日	市制施行に伴う決定権者、住所の変更		
計		約 395.3ha	

岐阜がいいじやん！

# My City Miyoshi